

介護サービス事業所等物価高騰対策事業の実施について

1 目的

原油価格及び物価の高騰に伴い、燃料費、食材費等に大きな影響を受けている市内の介護サービス事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「介護サービス事業所等」といいます。）の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるよう介護サービス事業所等に対して介護サービス事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」といいます。）を予算の範囲内において交付するもの。

2 交付対象事業所（施設）及び支援金額

介護サービス事業所等物価高騰対策事業（別表）のとおり

3 支援対象期間

令和4年10月から令和5年3月までの6か月間

4 支援対象要件

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者ではないこと。
- (3) 令和4年10月から令和5年3月までの間に3か月以上の介護サービス等の提供を行う見込みがあること。

5 申請書類

- (1) 令和4年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 令和4年10月から令和5年3月までの間に3か月以上の介護サービス等の提供を行う見込みがあることが確認できる書類
- (3) 支援金の振込先が分かる金融機関等の口座の通帳等の写し

6 交付決定等

市長は、支援金の交付申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

なお、交付決定及び額の確定通知の手続を省略するものとする。

7 申請期間

令和4年11月14日（月）から令和4年12月28日（水）まで

8 申請先

大村市長寿介護課

〒856-0832 大村市本町458番地2 プラットおおむら2階

9 申請方法

上記申請先に持参又は郵送により申請してください。

郵送の場合は、上記申請期間内に必着で申請してください。

10 その他

記載済の申請者に関する情報に誤りがある場合及び振込先口座等の記入誤りの際には、大村市ホームページ（ホーム > 健康・福祉・子育て > 年金・保険 > 介護保険 > 介護サービス事業所等物価高騰対策事業について）から令和4年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）をダウンロードしていただき、正確な内容を入力の上、ご提出ください。

11 お問合せ先

大村市長寿介護課（Tel 0957-20-7301） 担当 益田・後田・馬場

大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金 Q&A

Q1 大村市に法人があるが、市外にある介護サービス事業所（施設）も交付対象事業所（施設）となるか。

A1 市外にある事業所（施設）は対象となりません。ただし、法人が市外にある場合でも、市内にある事業所（施設）については、対象となります。交付対象事業所（施設）及び支援金額については、介護サービス事業所等物価高騰対策事業（別表）でご確認ください。

Q2 令和5年1月から休止の予定がある。申請は可能か。

A2 支援対象要件として、令和4年10月から令和5年3月までの間に3か月以上の介護サービス等の提供を行う見込みがある場合としていますので、令和4年10月から令和4年12月までの3か月間の介護サービス等の提供実績がある場合は支給の対象となります。

なお、申請日時点で予定していない突発的な理由で休止及び廃止の検討をされる場合は、別途ご相談をお願いします。

Q3 共生型サービスとして、介護サービス事業所（施設）の指定を受けているが、申請書が届いていない。

A3 共生型サービスについては、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業で支援を行うこととしています。申請の方法については、大村市障がい福祉課（0957-20-7306）にお問合せください。

Q4 訪問介護と生きがい対応型訪問サービスの2種類の指定を受けているが、申請書が1部しか届いていない。

A4 訪問介護と生きがい対応型訪問サービスのように、同類のサービスを行うが、利用者の要介護度等により異なる指定を受けているものについては、1事業所（施設）として支援を行うこととしています。同類のサービスについては、介護サービス事業所等物価高騰対策事業（別表）の小分類でご確認ください。また、介護サービス事業所等物価高騰対策事業（別表）のその他の施設（以下「その他の施設」といいます。）が介護サービス事業所（特定施設入居者生活介護事業所及び介護予防特定施設入居者生活介護事業所）の指定を受けている場合についても、1事業所（施設）として支援を行うこととしています。

Q5 令和4年10月から令和5年3月までの間に3か月以上の介護サービス等の提供を行う見込みがあることが確認できる書類とはどのような書類か。

A5 申請時点で介護サービス等の提供を行っている事業所（施設）については、直近3か月分の介護給付費等支払決定額通知書とします。

申請時点で介護サービス等の提供を行っているが、新規指定、再開等の理由により直近3か月分の介護給付費等支払決定額通知書を提出できない場合は、利用者1名分の個別支援計画（本人の同意が確認できるもの）の写しと事業所（施設）を利用している全員分の氏名が確認できる名簿とします。

介護サービス等の提供を行わないその他の施設の場合は、利用者1名分の契約書の写しと事業所（施設）を利用している全員分の氏名が確認できる名簿とします。

Q6 訪問看護事業所（施設）であるが、医療サービスのみで介護サービスを行っていない場合は、交付対象であるか。

A6 医療サービスのみの場合は、介護サービス事業所等物価高騰対策事業で支援を行う対象事業所としておりません。

Q7 支援金の振込先が分かる金融機関等の口座の通帳等の写しとは、どの部分の写しを提出すれば良いのか。

A7 一般的な通帳であれば、開いて1枚目に口座番号等が記載されています。令和4年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）の振込先口座の情報と突合します。

なお、銀行印の情報については求めませんので、可能な限り隠された状態で写しをとっていただくようお願いします。

Q8 交付決定及び額の確定通知の手續を省略するものとしているが、交付決定されたことはどのように把握すればよいか。

A8 振込先口座の記帳等により把握をお願いします。

なお、申請に不備及び疑義がある場合は問合せを行います。不備のない申請につきましては、申請された翌月末までに振込を完了する予定としています。